

改正	2007年1月12日	2007年11月16日
	2008年2月15日	2008年8月8日
	2008年11月20日	2010年6月18日
	2014年7月9日	2016年2月10日

（目的）

この施行細則は「同志社在外研究員規程」により海外に派遣する本学教員の在外研究を助成するために設ける。

（種類）

1 在外研究費による在外研究

- (1) 資格 在職2年以上で満63歳未満の専任教員
- (2) 期間 10カ月以上1年以内とする。
- (3) 人員 原則として毎年2名とする。
- (4) 在外研究費 3,000,000円を限度として支給する。

2 海外研修派遣旅費補助金（日本私立学校振興・共済事業団）による在外研究

- (1) 資格 在職2年以上の専任教員
- (2) 期間 6カ月以上1年以内とする。[ただし、当該年度内（4月より翌年3月末日）とする。]
- (3) 人員 前項の在外研究員に決定した者のうち、日本私立学校振興・共済事業団の私立大学等経常費補助金（私立大学教育研究高度化推進特別補助）「大学教育高度化推進特別経費」のうち「海外研修派遣」（以下「海外研修派遣」とする。）の申請対象となる者
- (4) 在外研究費 海外研修派遣旅費補助対象経費相当額とする。（3,000,000円を限度とする。）  
この在外研究は、私学事業団の派遣内定時期との関係上、同事業団の内定を待たず派遣する場合もある。ただし、採択されなかった場合の研究費は、(4)の規定にかかわらず3,000,000円を限度とし、期間は1(2)に準じる。

海外研修派遣の申請対象となる者は、補助金申請に必要な書類を提出しなければならない。

3 在外研究費による調査・研究

- (1) 資格 在職5年以上で満63歳未満の専任教員
- (2) 期間 支給基準日数による。
- (3) 人員 年間採用総数は4名以内とする。
- (4) 在外研究費 年間総予算額は、2,000,000円とする。

支給基準は下記のとおりとする。

30日	300,000円
60日	400,000円
90日	500,000円
120日	650,000円
150日	850,000円
180日	1,000,000円

調査・研究日数が上記6水準の基準日数に満たない場合は、調査・研究日数を上回る直近の基準日数にかかる支給基準を上限として申請することができる。

4 海外出張費補助

研究成果等を発表するために海外出張する場合には、以下に記載した補助を受けることができる。

- (1) 資格 在職1年以上で満64歳未満の専任教員及び任期付教員（任用期間最終年度は除く）
- (2) 期間 3カ月以内とする。
- (3) 人員 毎年15名

(4) 出張費補助額 研究成果発表場所までの往復交通費、宿泊費、滞在費を対象とし、250,000円を限度に打切り補助する。

往復交通費：鉄道運賃のうちグリーン料金については支給しない。航空運賃(燃油特別付加運賃、空港施設使用料、出入国税、航空保険料等の諸費用を含む)はエコノミークラス航空運賃実費とする。

宿泊費及び滞在費は、国際学会・会議等の開催期間及び移動日を対象とし、旅費規程別表に基づき算出する。

#### 5 学外奨励金・資金又は私費による在外研究

(1) 資格 在職1年以上で満63歳未満の専任教員

(2) 期間 3カ月～1カ年

#### (義務)

1・2・3・5項の在外研究員は、在外研究終了後3カ月以内にその研究又は調査に関する報告書を決算報告書と共に学術情報部長を経て学長に提出しなければならない。4項の在外研究員は、在外研究終了後3カ月以内にその研究又は調査に関する報告書を学術情報部長を経て学長に提出しなければならない。1・2・3項の在外研究員は、在外研究終了後3カ月以内に在外研究中に支出した在外研究費の領収書等を決算報告書と共に学術情報部長に提出しなければならない。1・2・3・5項の在外研究員については、2カ年以内に研究成果を学術情報部の機関誌その他の適当な研究発表機関において発表するものとする。ただし、本学以外の研究発表機関において発表する場合には、論文の別刷又は学会発表要旨等を所長に提出しなければならない。論文又は学会発表要旨等には、本学より在外研究助成を受けた旨明記すること。なお、2項の在外研究員は、私学事業団及び私学研修福祉会の要求する義務を果たさねばならない。その他の事項は「同志社在外研究員規程」に定めるところによる。

#### (応募の要件)

過去に在外研究助成を受けた場合には、(義務)を遵守している者であること。その遵守事項を怠った場合は、以後5年間は応募できない。

#### (出願手続きと選考の方法)

- 1 在外研究を希望する者は、所定の出願書類を整えて1・2・3項は前年度の4月末日までに、4項は前年度の2月末日までに所属長を経て学術情報部長に提出する。ただし、5項については11月末日までに上記手続きを完了すること。ただし、3項については前年度4月末日までに出願の後、在外研究員となった者の員数が第3項第3号に規定する員数に達しない場合は、支給基準が30日となるものに限り前年度11月末日に再度出願書類を受け付けることとする。前年度11月末日までに出願の後、在外研究員となった者の員数が第3項第3号に規定する員数に達しない場合は、支給基準が30日となるものに限り随時出願を受け付ける。この場合、出願日は出発予定日の2カ月以上前であること。同様に、4項について前年度2月末日までに出願の後、在外研究員となった者の員数が第4項第3号に規定する員数に達しない場合は当該年度4月末日に再度出願書類を受け付けることとする。当該年度4月末日までに出願の後、在外研究員となった者の員数が第4項第3号に規定する員数に達しない場合は随時出願を受け付ける。この場合、出願日は出発予定日の2カ月以上前であること。
- 2 この細則で定める研究助成若しくは「同志社女子大学教員の研究助成に関する内規」に定める研究助成の受領実績、及び本学における勤務年数についても選考に際しては考慮される。
- 3 選考は学術情報部主任会が行い、評議会の議を経て学長が決定し、総長に推薦する。

#### (在外研究期間延長の方法)

- 1 特別の事情のある場合は、「在外研究期間延長に関する申し合せ」に従い、1カ年以内の期間延長を申請することが出来る。
- 2 期間延長を希望する者は、所定の申請書類を整えて期間終了2カ月前までに所属長を経て、学術情報部長に提出する。
- 3 第2年目の在外研究費は支給しない。

(在外研究中の俸給及びその他の給付)

「同志社給与規程」に基づき、本俸、家族手当、大学院手当、住宅手当、期末手当を支給する。また、「同志社女子大学個人研究費取扱要領」に基づき、個人研究費を支給する。

(施行細則の改廃)

この施行細則の改廃は、学術情報部主任会、常任委員会及び評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この施行細則にある在職年数・年齢起算は、実施年度の4月1日とする。
- 2 この施行細則は、2016年4月1日から施行し、2015年度在外研究助成受領者から適用する。